



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 7 日 (月曜日) 第 162 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（福祉保健課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 1
- 民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1
- 保安林の指定予定の通知（2件）……………（ ” ） 2
- 県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……………（ ” ） 2

頁

- 農業振興地域の区域の変更……………（農村計画課） 3
- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 3
- 道路の供用の開始（2件）……………（ ” ） 4
- 道路の占用を制限する区域の指定……………（ ” ） 4
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ” ） 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出（4件）…（商工政策課） 5
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（農村整備課） 7
- 県営土地改良事業計画の変更……………（ ” ） 7
- 落札者等の公告（2件）…………… 7

告 示

宮崎県告示第 950号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 スマイル 応援団	都城市梅北町8965 番地3	ケアサポ ートセン ター絆	都城市梅北町8965 番地3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市下長飯町 935番地 3	都城市梅北町8965番地 3	令和 2 年 11 月 9 日

宮崎県告示第 951号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療

を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
かわそえクリニック	宮崎市	精神通院医療	令和 2 年 12 月 1 日
蓮葉局	宮崎市	薬局	令和 2 年 12 月 1 日

宮崎県告示第 952号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字蔵ノ脇1782、1797、1803-イ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字蔵ノ脇1782・1803-イ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1797
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興

局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 953号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字ニツダキ山 9742-1、9742-3、9742-5、9742-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 954号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字中野 139
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字中野 139（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 955号

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（平成21年宮崎県告示第 409号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（競争入札参加者の資格）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 競争入札参加資格は、次のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた森林施業現場で作業に従事する職員（以下「現場作業職員」という。）を5人（前号の専門技術者が現場作業職員を兼ねるときは、その者を含む。）以上通年雇用している者であること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がある者</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>（競争入札参加資格審査の申請）</p>	<p>（競争入札参加者の資格）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 競争入札参加資格は、次の全てを満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた森林施業現場で作業に従事する職員（以下「現場作業職員」という。）を5人（前号の専門技術者が現場作業職員を兼ねるときは、その者を含む。）以上通年雇用している者であること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、<u>地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>（競争入札参加資格審査の申請）</p>

第5条 [略]

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

(1)～(12) [略]

(13) 県税(地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(14)～(17) [略]
(指名基準)

第12条 契約担当者(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、森林整備業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準に基づき、有資格業者から入札参加者を指名するものとする。

(1) [略]

(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

ア [略]

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

様式第2号(第5条関係)
[略]

1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者(成年被後見人、破産者で復権を得ない者等)
[略]

第5条 [略]

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

(1)～(12) [略]

(13) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

(14)～(17) [略]
(指名基準)

第12条 契約担当者(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、森林整備業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準に基づき、有資格業者から入札参加者を指名するものとする。

(1) [略]

(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

ア [略]

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

様式第2号(第5条関係)
[略]

1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
[略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定は、令和3年4月1日以降に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査から適用し、同日前に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第956号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、昭和46年宮崎県告示第1128号の2で指定した宮崎市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県中部農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第957号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年12月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
43	県道	北川北浦線	延岡市北浦町三川内字走り水4906番1地先から同市同町三川内同字4906番1地先まで	旧	17.0～18.2	19.7
				新	18.4～22.3	19.7

宮崎県告示第 958号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
312	県道	木城西 都線	児湯郡木城 町大字椎木 字鍋田5326 番 2 地先か ら同郡同町 同大字同字 5393番 2 地 先まで	旧	10.2～ 57.1	77.3
				新	10.2～ 31.2	77.3

宮崎県告示第 959号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
351	県道	木脇高 岡線	宮崎市高岡 町花見字小 谷4825番 2 地先から同 市同町花見 同字4825番 2 地先まで	令和 2 年12月 7 日

宮崎県告示第 960号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋	宮崎市高岡	令和 2 年12月 7 日

		山線	町花見字栗 野3146番 2 地先から同 市同町花見 同字3145番 7 地先まで	
--	--	----	--	--

宮崎県告示第 961号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	北川北浦 線	延岡市北浦町三川内字走り水4906番 1 地先から同市同町三川内同字4906番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年12月 7 日

宮崎県告示第 962号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年12月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の 種 類
延 岡 市	桑ノ原川二 支溪	06- 404II - 001	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 963号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	桑ノ原川二支溪	06-404Ⅱ-001	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル新富店
児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 外16筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
(変更後)芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 植木野仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
(変更後)株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 変更の年月日
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和2年6月1日
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和2年6月19日

- 変更する理由
設置者の住所及び小売業者の代表者変更のため
 - 届出年月日
令和2年11月20日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和2年12月7日から令和3年4月7日まで
 - 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - 期間
令和2年12月7日から令和3年4月7日まで
 - 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 令和2年12月7日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル西都店
西都市大字右松1937-1他22筆
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
 - 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
(変更後)芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 植木野仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
(変更後)株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - 変更の年月日

<p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 2 年 6 月 1 日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 2 年 6 月 19 日</p> <p>5 変更する理由 設置者の住所及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和 2 年 11 月 20 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 4 月 7 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 4 月 7 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 2 年 12 月 7 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル都農店 児湯郡都農町大字川北上助代5474番1 外12筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜</p>	<p>木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 (変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 2 年 6 月 1 日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和 2 年 6 月 19 日</p> <p>5 変更する理由 設置者の住所及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和 2 年 11 月 20 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 4 月 7 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 4 月 7 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 2 年 12 月 7 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カンナガーデン 延岡市愛宕町三丁目4588番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳</p>
--	--

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区麴町五丁目1番地1

- 4 変更の年月日
令和2年6月1日
- 5 変更する理由
設置者の住所変更のため
- 6 届出年月日
令和2年11月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和2年12月7日から令和3年4月7日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和2年12月7日から令和3年4月7日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、向山土地改良区(高千穂町)から令和2年10月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三ヶ所土地改良区(五ヶ瀬町)から令和2年10月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、大谷上池地区県営土地改良事業(国富町、県営ため池等整備事業(危険ため池))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年12月7日から令和3年1月8日まで
- 3 縦覧場所
国富町役場農地整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変

更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- ア 27MHz DSB1W無線機 1台
- イ 27MHz SSB送受信機 1台
- ウ プロッタ 1台
- エ カラーLCDディスプレイ 3台
- オ GPS航法装置 1台
- カ 魚群探知機 1台
- キ レーダー 2台
- ク 潮流計 1台
- ケ サテライトコンパス 1台
- コ 船舶自動識別装置 1台
- サ セクターソナー 1台
- シ 水温計 1台
- ス エンジンリモコン/オートパイロット 1台
- セ 釣機 1台
- ソ 油圧式ラインホーラー 1台
- タ 水中可視化装置 1台
- チ GPSデータロガー 11台
- ツ LED投光器 6台
- テ LED大型回転灯 1台
- ト LEDサーチライト 1台
- ナ ポンプ(雑用水) 1台
- ニ ポンプ(清水) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
フルノ九州販売株式会社 南九州支店 日南市南郷町中村乙48-47番地
- 5 落札金額
29,700,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年10月12日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 ワイヤーカット（放電加工機）一式 2セット</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2丁目10番1号</p> <p>3 落札者を決定した日 令和2年11月25日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 大栄機工株式会社 宮崎市吉村町久保田甲 912-1</p> <p>5 落札金額 63,646,000円</p> <p>6 一般競争入札の公告を行った日 令和2年10月15日</p>	
---	--